資料番号2

地域生活支援拠点等の整備について

燕市障がい者自立支援協議会
全体会議

1. 地域生活支援拠点等の整備とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

目的

○ 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

○ 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備。

⇒障がい者等の地域での生活を支援する。

燕市は面的整備型

※資料　平成31年3月厚生労働省福祉保健部障害福祉課『地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】』より

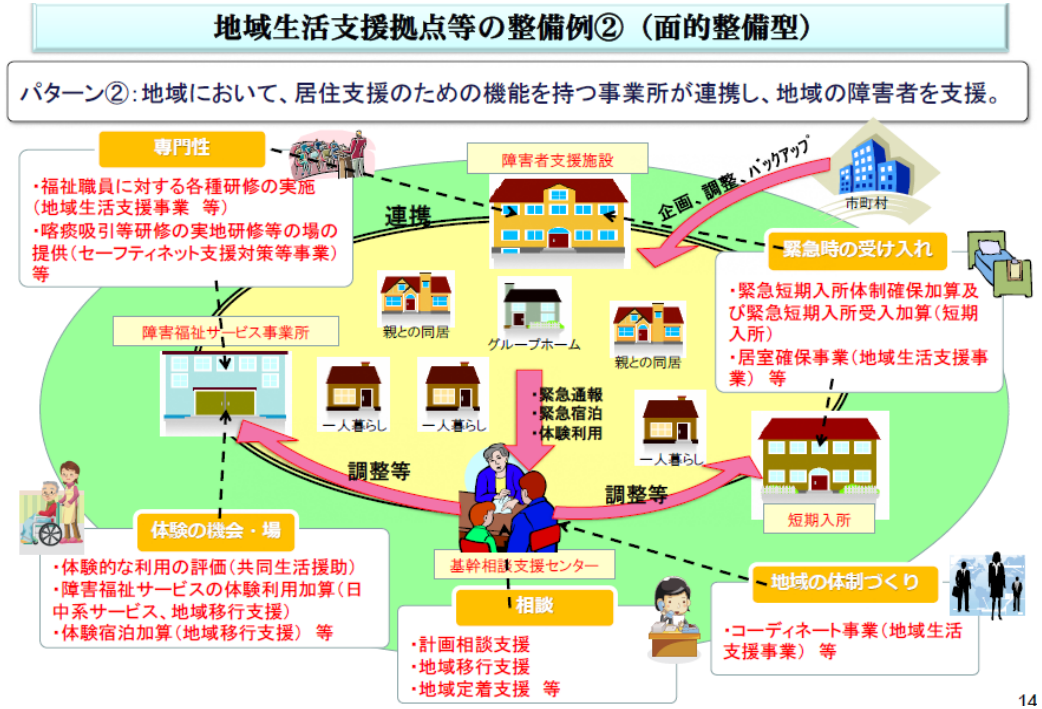

※資料　平成30年度地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議「行政説明資料」より

必要な機能の強化・充実のために

地域生活拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一体となって整備するとともに、**整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要があります。**

※資料　令和3年度第121回社会保障審議会障害者部会資料より

今ある社会資源を有効活用し、必要な機能を段階的に整備していく。　※第6期燕市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画より

2. 地域生活支援拠点等が有する機能　～①相談～

国の考え方

地域生活支援拠点等における相談の機能については、「基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、**緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保**し、障害の特性に起因して生じた**緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能**」と位置づけている。

現状

委託相談支援事業所	夜間・休日相談件数（令和2年度）	内容
はばたき	0件	
やすらぎ	0件	
ひまわり	18件（実人数3名）	1人目：1回（家族への不満、愚痴） 2人目：15回（本人のタイミングでの休日や時間外の連絡） 3人目：2回（他支援者からの安否確認の依頼、本人から「転倒して困った」との相談）
つばくろ	1件	家族からの緊急相談
アリス	0件	
つばめ療育館	0件	

夜間・休日相談できる機関など

①精神医療相談窓口（新潟県）
緊急に精神科医療・相談を必要とする方を対象

②新潟いのちの電話（新潟県）
不安や孤独に悩んでいる人を対象

③こころの相談　にいがた
こころの健康に関する相談窓口

※そのほか、警察や消防、市役所（虐待）という窓口がある。

現状、夜間・休日の対応を求められるケースは少ない。また、既存の社会資源としての夜間・休日にも相談できる機関もあり、必要に応じて活用されている。
課題としては、**緊急時の支援が見込めない世帯を把握するための体制づくり**が求められる。

燕市の考え方（案）

地域生活支援拠点コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を、**燕市障がい者基幹相談支援センターに配置**します。

コーディネーターは、**「緊急時の支援が見込めない世帯の把握」に努め、**必要に応じて相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所と連携して、必要に応じて緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや調整を図ります。

しかし、**すべての相談をコーディネーターが受けるわけではなく、これまで通り連絡を受けた関係機関（相談支援事業所など）で対応が可能**であればそのまま対応することとなります。緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合は、コーディネーターへ連絡します。

地域生活支援拠点等の相談機能（イメージ図）

①緊急時の支援が見込めない
世帯の事前把握

②コーディネートや調整

家族

警察

民生委員

医療機関

地域の相談機関

その他

①世帯の事前把握

コーディネーター

障害福祉サービス利用のコーディネート

障害福祉サービス以外の制度へのつなぎや調整

②支援の必要に応じて、相談支援事業所等と
連携し、コーディネートや調整

3. 地域生活支援拠点等が有する機能　～②緊急時の受け入れ・対応～

国の考え方

地域生活支援拠点等における緊急時の受け入れ・対応の機能については、「**短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保**した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能」と位置付けている。

現状

【短期入所事業所】
・市内事業所に調査したところ、令和2年度の緊急受入件数は2件。
・これまで利用がない人を急に受け入れるのは難しい。出来れば、事前に利用してもらいたい。
・受け入れた際には、緊急時に相談できる人・機関がほしい。
・緊急受入後の支援について早急に対応してもらえるといい。

【相談支援事業所】
・短期入所が必要もしくは必要になると思われる方には、サービス等利用計画に盛り込んでいる。
・しかし、委託相談で対応している方の中で、短期入所の利用を繰り返し勧めているが、利用に結びつかないケースもある。

他市の取組（新潟市）

【『新潟市障がい者夜間休日相談支援事業』と各区の短期入所事業所・相談支援事業所との連携による支援】
・新潟市障がい者夜間休日相談支援事業において、事前登録者に対して夜間休日の相談支援、訪問支援、受入支援（1泊）を一体的に実施し、いわゆるセーフティーネットの機能を果たす。それ以降は、基本的に各区において対応する。
・この事業は市内1か所の法人に委託しているため、全市をカバーすることが困難。
・事前登録としているが、実際は登録していない人の利用が多い。

緊急受入の課題

短期入所事業所の不安
- 人となりが分からない
- 夜間など人員体制が手薄
- 受け入れ期間の長期化の懸念

基本情報
- 氏名、生年月日、住所
- 障がい種別、利用サービス、担当相談支援事業所
- 緊急時連絡

受け入れの課題
- 支援に必要な情報が得られず、受け入れしづらい。
- 専門的な支援が必要な人ほど受け入れが進まない。

■事前情報の有無にかかわらず、どんな人でも受け入れる**事業所の専門性・人材・体制**が整えられるか？

■**既存の短期入所事業所等が連携**することで、**それぞれの専門性を生かした体制**を整えられないだろうか。

■緊急の対応の中には必ずしも短期入所が必要ではないケースもある。短期入所だけではなく、**訪問系サービスなどとも連携できる体制**が必要ではないか。

4. 地域生活支援拠点等が有する機能　～②緊急時の受け入れ・対応～

燕市の考え方（案）

障害福祉サービスの利用を活用した緊急受入体制の整備を進めます。

短期入所を活用した緊急受入体制の整備を進める上で、**介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入や医療機関への連絡など必要な対応**を行います。 障がいのある人の状態に応じては、**短期入所だけではなく、訪問系サービスを利用するなど適切な対応**を行います（障害支援区分のない人も含めて）。

緊急時の受け入れ体制の整備に向けて、**短期入所を提供する近隣の障害者支援施設などに積極的に働きかけ**を行うとともに、**短期入所事業等の空き状況を把握**し、拠点コーディネーター・相談支援事業所と情報共有します。

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握（地域生活支援拠点等の相談機能）し、早めに障害福祉サービスなどの必要な支援・サービスにつなげることで**緊急事態に陥る前に対応できるよう**に努めます。

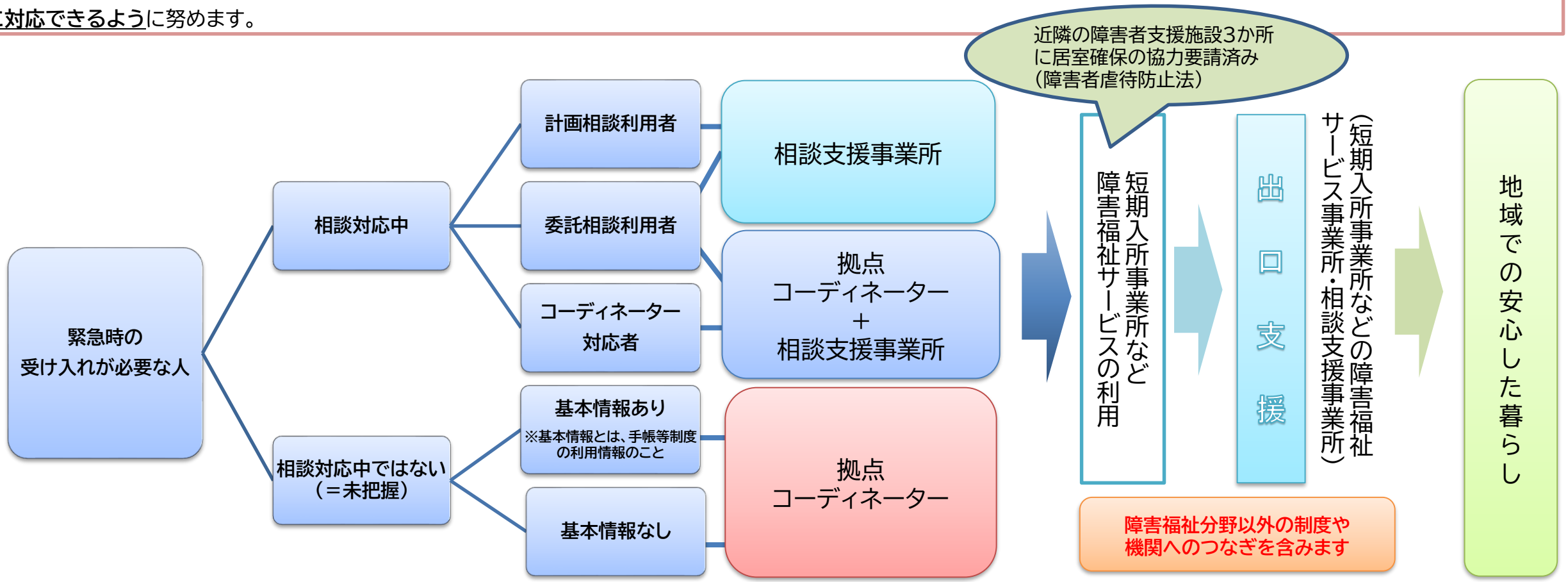

5. 地域生活支援拠点等が有する機能　～③体験の機会・場～

国の考え方

地域生活支援拠点等における体験の機会・場については、「地域移行支援や親元からの自立等に当たって、**共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能**」と位置付けている。

現状

共同生活援助	類型	短期入所の併設	体験的宿泊の実績
グループホームアトム寮	介護サービス包括型	×	なし
ケアホームにっこり	介護サービス包括型	×	なし
つばくろホーム	介護サービス包括型	×	なし
にじいろハウス	介護サービス包括型	×	なし
グループホームよしだ	介護サービス包括型	×	なし

GHの利用を前提とした受入は可能だが、一人暮らしの体験的な意味合いでの受入は難しい。

地域移行支援事業所	体験宿泊加算の実績	体験宿泊の場の確保
はばたき	なし	なし
やすらぎ	なし	なし
ひまわり	なし	なし
つばくろ	なし	なし
アリス	なし	なし

精神科病院からアパート単身生活への移行した事例がほとんどなく、家族の自宅に戻ることが難しい場合は、**宿泊型自立訓練又はGHの利用**となることが多い。

燕市の考え方（案）

共同生活援助等の障害福祉サービスの利用が促進されるよう**市内の障がい福祉サービス事業所などの空き状況を定期的に情報共有できる体制**をつくります。 また、**共同生活援助事業所間の連携やサービスの質の向上に向けて、事業所同士の情報交換の機会**を設けます（事務局：コーディネーター）。

一人暮らしの体験の機会については、地域移行支援事業所と連携して、体験宿泊の場の確保を進めていきます。

6. 地域生活支援拠点等が有する機能　～④専門的人材の確保・養成～

国の考え方

地域生活支援拠点等における専門的人材の確保・養成の機能については、「医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、**専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能**」と位置付けている。

現状

●相談支援事業所については、基幹相談支援センターが人材育成にかかる研修等を実施し、相談体制の機能強化に取り組んでいる。

●医療的ケア児者の受け入れ可能な施設はあるが、市内では高齢者施設（障害福祉サービスの基準該当施設）が主となっている。

●強度行動障害のある人の受け入れ先については、人員を含めた環境上の配慮が必要なことから見つかりにくい傾向にある。

重度障害者支援加算

事業所名	重度障害者支援加算Ⅰ	重度障害者支援加算Ⅱ
トム・ソーヤ	○	×
つばくろの里	×	○
すきっぷ	×	×
つばめ第3デイ【基準該当】	×	×
分水の里さくら【基準該当】	×	×
やひこの里	×	△（施設入所支援）
※すずまり	×	○
※ケアステーション県央	○	×

燕市の考え方（案）

専門的人材の育成・確保も踏まえた『事業所のサービスの質の向上を目指すために必要な取組を継続的に行うことができる』ことを地域生活支援拠点等の指定を受ける条件とする。

人材育成には高い専門性が必要となり、市町村単独では限界があることから、圏域や県と連携した取組が必要。

7. 地域生活支援拠点等が有する機能　～⑤地域の体制づくり～

国の考え方

地域生活支援拠点等における地域の体制づくりの機能については、「基幹相談支援センター、委託相談事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、**地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能**」と位置付けている。

現状

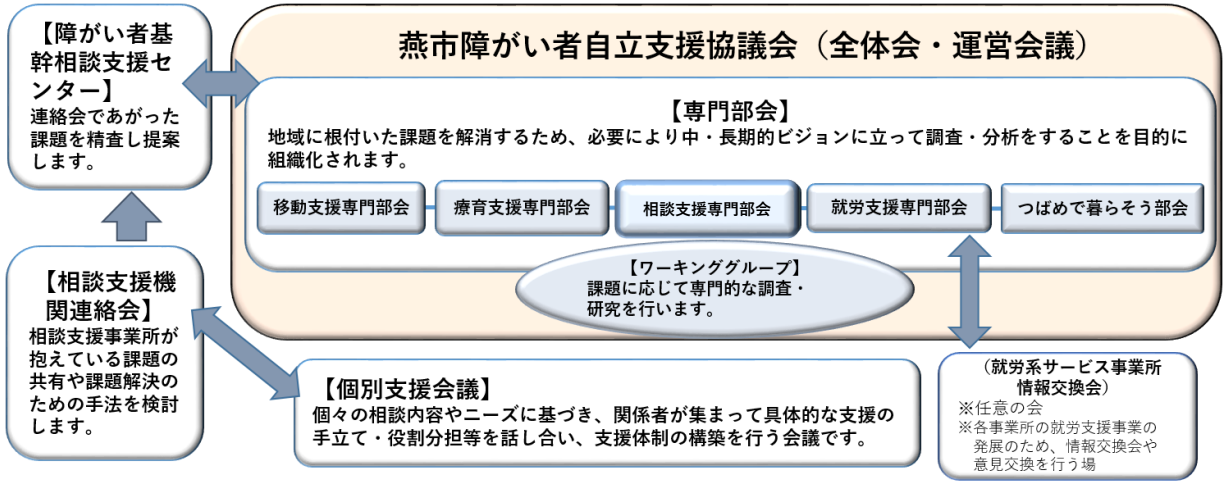

先進地の事例

【新潟市】
自立支援協議会に地域生活支援拠点（検討）班を設置し、各区協議会との連携により地域の体制づくりにおいて継続的に協議。

【長岡市】
・相談支援体制の再編をもとに、地域づくりは相談支援事業所が担うよう検討
・障害者相談支援事業の業務として、改めて地域づくり業務を位置付ける。
・地域の体制づくりは、障害者自立支援協議会で継続検討。

【上越市】
地域生活支援拠点の指定を受けた法人内にて実施。

【三条市】
相談支援事業所4か所、障害福祉サービス事業所等8か所（うち、2か所は多機能拠点）
関係機関や地域のサービス事業所等と連携し、支援困難事例や地域課題等の検討、情報共有等を行っている。

燕市の考え方（案）

引き続き、**自立支援協議会において、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築などの検討**を進めます。

また、**拠点システムの運用状況についても、自立支援協議会で検証及び検討**を行います。

8. まとめ

整備方針

燕市における地域生活支援拠点等の整備については、『面的整備』とし、市内にある多くの社会資源の結びつきを強化し、それらが効果的に連携することで、地域生活支援拠点等の整備を進めていく。 ※令和4年10月から地域生活支援拠点等にかかる事業所指定の受付開始予定。

指　定

事業所の運営規定に「拠点等の機能を担う事業所である」旨を規定し、市へ届出を行う流れを想定。

※サービス事業所及び一般相談支援事業所の場合：　県へ変更届出書等の提出が必要

特定・障害児相談支援事業所の場合　　：　市へ変更届出書、運営規定の提出が必要

条　件

指定を受ける条件として以下の4つをすべて満たすことを条件とする。

条件1　正当な理由がないのに**利用を断らない。**

条件2　事業所の**サービスの質の向上**を目指すために必要な取組を継続的に行うことができる。

条件3　地域生活支援拠点等の事業所であることを**市のHP等で公表**することに同意できる。

条件4　関係機関と連携し、**拠点等の機能向上を目指す**ことができる。

地域生活支援拠点等を担うことが想定される機関

機関	①相談	②緊急時の受け入れ・対応	③体験の機会・場	④専門的人材の確保・養成	⑤地域の体制づくり
特定相談支援事業所（計画相談）	○	○	○	○	地域生活支援拠点等の指定を受けた事業所等からは積極的に協力してもらう。
一般相談支援事業所（地域相談）	○	○	○	○	
委託相談支援事業所	○	○		○	
障害福祉サービス事業所（日中活動系サービス）		○	○	○	
障害福祉サービス事業所（訪問系サービス）		○		○	
障害福祉サービス事業所（居住系サービス）		○		○	
地域生活支援事業（日中一時、地活等？）		○　※指定なし	○　※指定なし	○	
障害者支援施設（施設入所）		○	○	○	
障がい者基幹相談支援センター	○　コーディネーター	○		○	○
自立支援協議会				○	○

参考資料

地域生活支援拠点等にかかる報酬

機能区分	対象事業	加算等名	加算内容	単価	開始年月
1 相談	特定相談支援 （障害児相談支援事業所含む）	地域生活支援拠点等相談強化加算	緊急に支援が必要な事態が生じた利用者に対して、本人又はその家族からの要請に基づき速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報の提供や利用に関する調整を行った場合算定	700単位/回 （月4回を限度）	H30年4月
	特定相談支援 （障害児相談支援事業所含む）	機能強化型サービス サービス利用支援費 （Ⅰ・Ⅱ）	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	特定相談支援 （Ⅰ）1864単位（Ⅱ）1764単位 障害児相談支援 （Ⅰ）2027単位（Ⅱ）1927単位	令和3年4月 ※以前は特定事業所加算
2 緊急時の受入・対応	短期入所	緊急短期入所加算 （Ⅰ・Ⅱ）	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7 日（利用者の日常生活上の世話を行なう家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算	Ⅰ　180単位/日（福祉型） Ⅱ　270単位/日 （医療型）	H30年4月
	短期入所	定員超過特例加算	「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受け入れした場合には、期間を区切った上で、特例的に加算（その間は、定員超過利用減算は適用しない。）	50 単位/日	H30年4月
	短期入所 （重度障害者等包括支援で実施する短期入所含む。）	地域生活支援拠点等に係る加算	地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所が、緊急時の受け入れに限らず指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算	100単位/日	【新設】R3年4月
	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	地域生活支援拠点等に係る加算	地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急時の対応を行った場合に加算	50単位/回 （緊急時対応加算を算定した場合に更に50単位を上乗せする。）	【新設】R3年4月
	自立生活援助、一般相談支援（地域定着支援）			50単位/日 （緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に50単位を上乗せする。）	【新設】R3年4月

機能区分	対象事業	加算名	加算内容	単価	開始年月
3 体験の機会・場の提供	日中活動系サービス	体験利用支援加算	指定障害者支援施設利用者で、施設内の日中系のサービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使って地域の障がい福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行った場合算定	500 単位/日 （初日から 5 日目まで） 250単位/日 （ 6 日目から 15 日まで） ※50単位/日 （地域生活支援拠点等の場合）	H30年4月
	一般相談支援 （地域移行支援）	体験利用加算			
	施設入所支援	体験宿泊支援加算	利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合算定	120単位/日	H30年4月
	一般相談支援 （地域移行支援）	体験宿泊加算（Ⅰ・Ⅱ）	単身での生活を希望している利用者に対して、単身生活に向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合算定	Ⅰ　300単位/日 Ⅱ　700単位/日 ※50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）	H30年4月

機能区分	対象事業	加算名	加算内容	単価	開始年月
4 専門的人材の確保・育成	生活介護 （障害者支援施設が行う生活介護は除く。）	重度障害者支援加算 （体制加算）	強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届け出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算 （強度行動障がいを有する者が利用していない場合は加算不可）	7単位/日	H30年4月
		重度障害者支援加算 （個人加算）	実践研修修了者の作成した支援計画シートに基づき、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障がいを有する者に対して個別の支援を行った場合に加算 （当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可）	180単位/日	H30年4月
	【療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立生活援助、 自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス】	福祉専門職員配置等加算	指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が（Ⅰ）100分の35以上であること、（Ⅱ）100分の25以上であること。 （Ⅲ）は次のいづれかに該当する場合であること ア　直接処遇職員として配置されている従業者の総数のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ　直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること	（Ⅰ）15単位、（Ⅱ）10単位、（Ⅲ）6単位	
5 地域の体制づくり	特定相談支援 （障がい児相談支援事業所含む。）	地域体制強化共同支援加算	月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算	2,000単位/月 （月 1 回限度）	H30年4月